

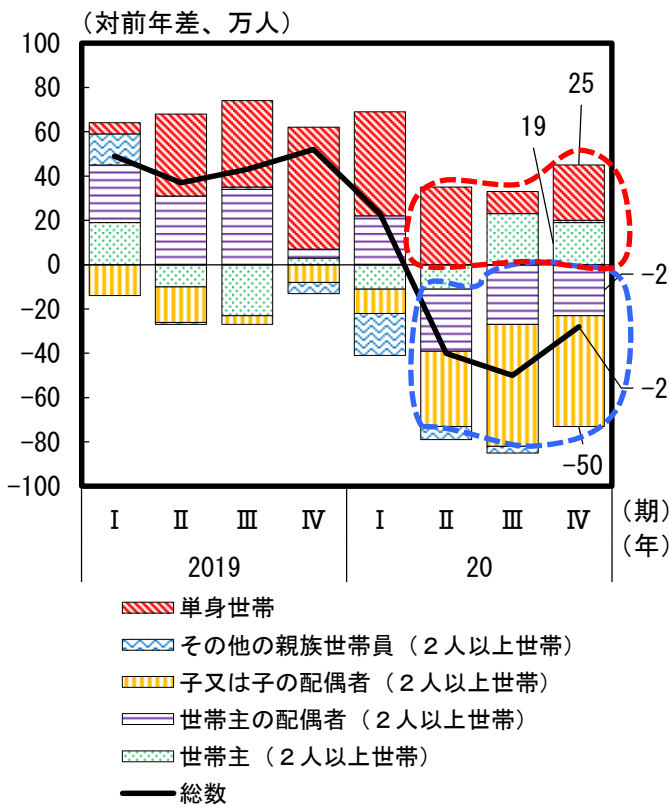
感染症の影響による女性就業者及び雇用者の変化について

＜ポイント＞

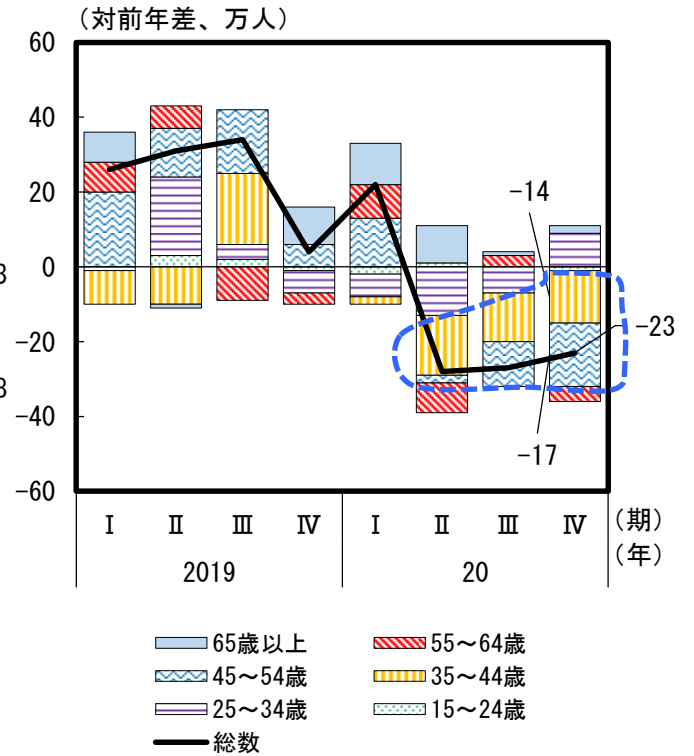
1. 2020年は、感染症の影響による変化が様々な分野で生じたが、女性の働き方も例外ではない。ここでは、年齢や年収、世帯主との続き柄といった属性に分解することで、どのような人々が最も影響を受けたのかを探る。
 2. まず、女性の就業者数は、2020年1-3月期までは前年差で増加が続いていたが、4-6月に感染症の影響を受け、減少に転じた。これを世帯主との続き柄別で見ると、世帯主の配偶者、子又は子の配偶者が大きく減少する一方で、世帯主や単身世帯（以下単身者と略）の就業者は増加している（図1（1））。さらに、これを年齢別にみると、世帯主の配偶者のうち減少している年齢層は35～54歳が多く（図1（2））、子又は子の配偶者では15～34歳と35～44歳が多い（図1（3））。単身者は概ね全ての年齢層で増加している（図1（4））。
 3. 次に、本人の年収別にみると、就業者全体では、100万円未満の層が大きく減少している一方で、200万円以上の層は増加している（図2（1））。減少した100万円未満の層は世帯主の配偶者に集中しており、同時に、200万円以上は増加している（図2（2））。夫の扶養の範囲内で就業していたパート・アルバイトの主婦層が減少したことがうかがえる。他方、子又は子の配偶者では100～399万円の層が減少している（図2（3））。なお、就業者が増えている単身者では、足下2020年10-12月期は高収入層を中心に増加している（図2（4））。
 4. また、産業別にみると、就業者全体では、宿泊・飲食サービス業や卸売・小売業を中心に減少しており（図3（1））、世帯主の配偶者でも同様の特徴がみられる（図3（2））。子又は子の配偶者では、幅広い産業で減少している（図3（3））。他方、単身者では、宿泊・飲食サービス業での減少はあるものの、医療・福祉を中心に幅広く増加している（図3（4））。
 5. 最後に雇用形態別にみると、全体では、パート・アルバイトが大きく減少する一方で、正規雇用は増加している（図4（1））。世帯主の配偶者でも、同様の傾向がみてとれる（図4（2））。子又は子の配偶者では、パート・アルバイトや正規雇用を中心に総数が減少する（図4（3））一方で、正規雇用を中心に単身者が増加している（図4（4））。これには続き柄間の移動（例えば、世帯主の子から独立して単身者になる等）が相当数あったためと推察される（※）。
- （※）2020年の就業者ベースで、子又は子の配偶者は前年から37万人減少したが、非労働力化が3万人、失業が5万人、続き柄間の移動や人口の自然増減を含むその他要因で29万人の減少であった。単身者は前年から30万人増加したが、非労働力化（24万人）と失業（3万人）で27万人の減少だったものの、続き柄間の移動や人口の自然増減を含むその他要因で57万人増加した。
6. まとめると、感染症の影響を最も受けた女性就業者の特徴は、対個人向けサービス業の飲食・宿泊業や卸売・小売業等に従事し、年収は社会保険が適用されないとみられる100万円未満であり、パート・アルバイトとして働く世帯主の配偶者や世帯主と同居する子又は子の配偶者（副次的な所得稼得者層）、となる。他方、同期間においても、人手不足解消や、同一労働同一賃金の導入等もあり、単身者や世帯主の配偶者において、正規化が進んだと推察される。

図1 女性の就業者（世帯別・年齢別）

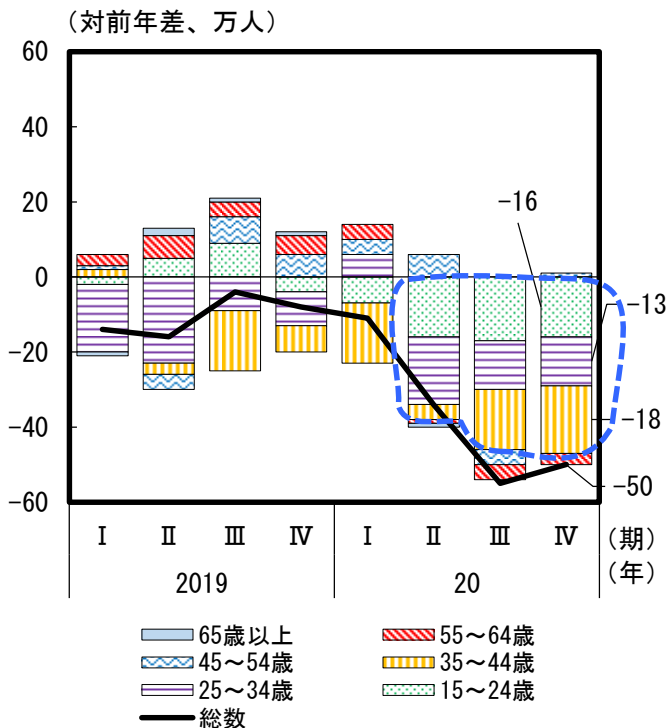
(1) 女性の就業者（世帯別）



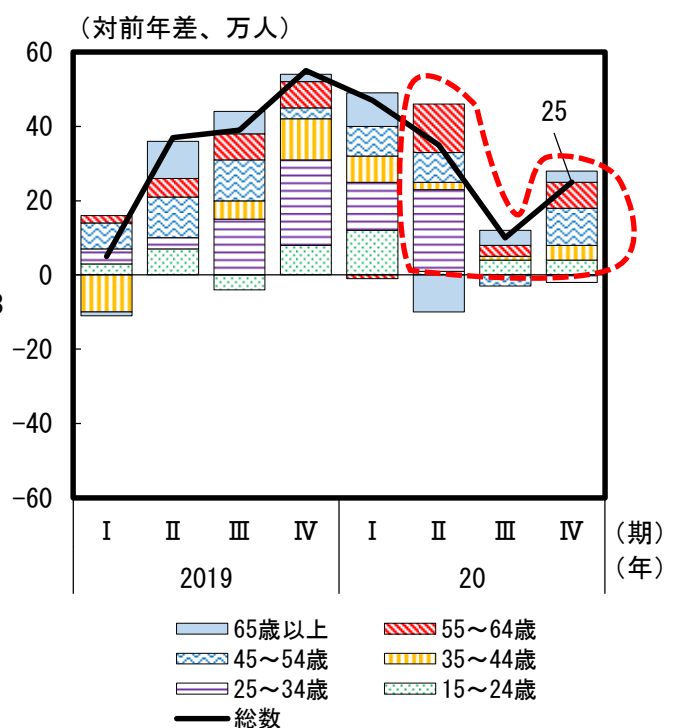
(2) 世帯主の配偶者（年齢別）



(3) 子又は子の配偶者（年齢別）



(4) 単身世帯（年齢別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。

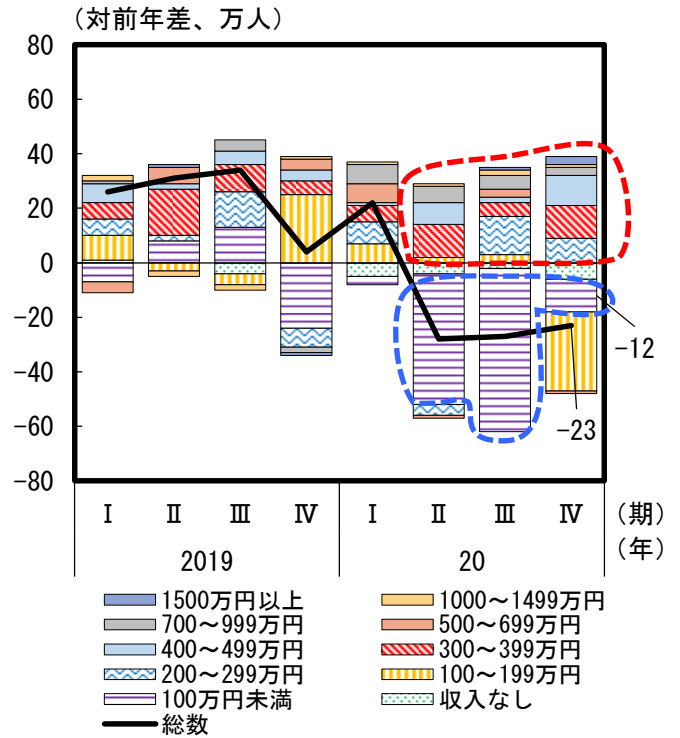
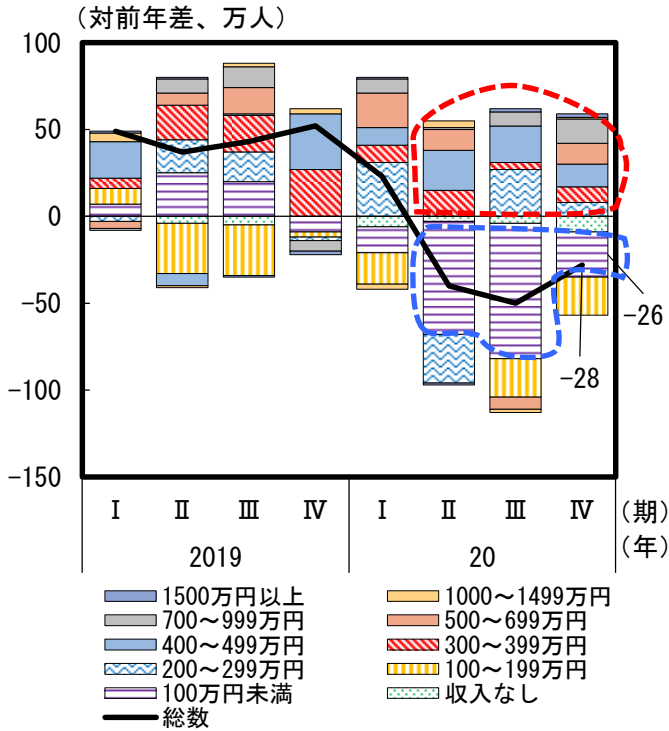
2. 2人以上の世帯は、住居と生計を共にしている二人以上の人の集まりを指す。単身世帯は、1人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人を指す。

3. 直近2020年IV期の女性就業者数2,987万人に占める、世帯別就業者数のシェアは、世帯主(2人以上の世帯)が261万人(約8.7%)、世帯主の配偶者(2人以上の世帯)が1,560万人(約52.2%)、子又は子の配偶者(2人以上の世帯)が634万人(約21.2%)、その他の親族世帯員(2人以上の世帯)が87万人(約2.9%)、単身世帯が438万人(約14.7%)となっている。

図2 女性の就業者（年収別・世帯別）

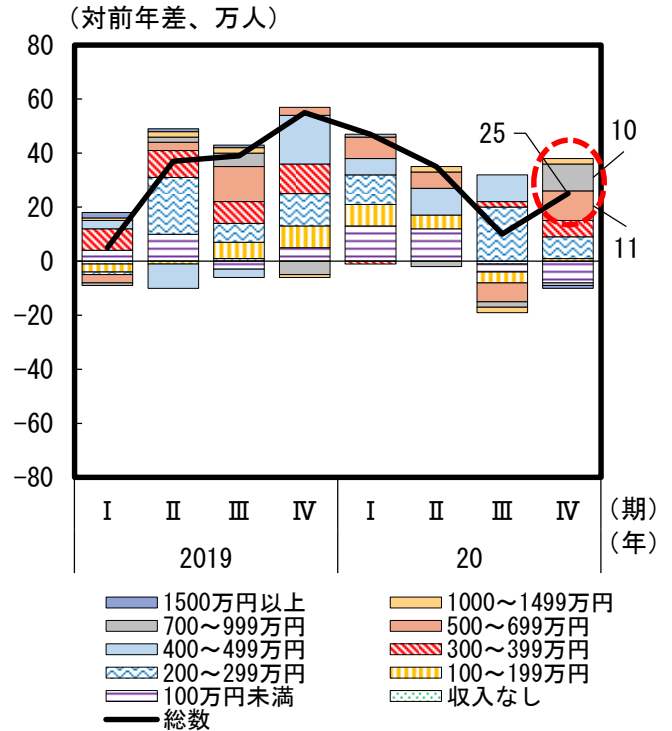
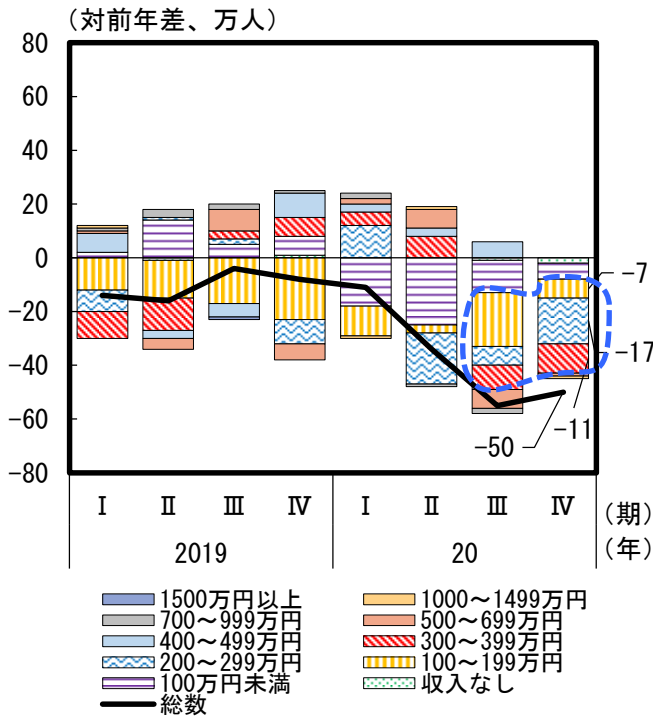
(1) 女性の就業者（本人の年収別）

(2) 世帯主の配偶者（本人の年収別）



(3) 子又は子の配偶者（本人の年収別）

(4) 単身世帯（本人の年収別）



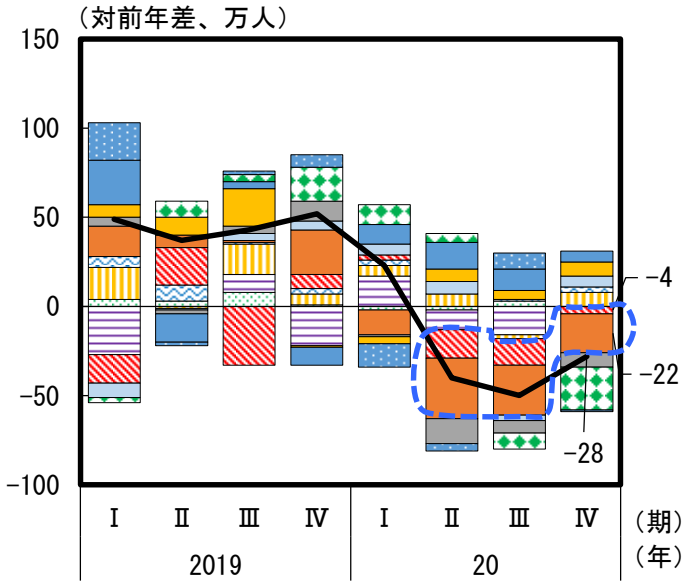
(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成。

2. 年収は、女性就業者本人が仕事から得た収入（年間）。

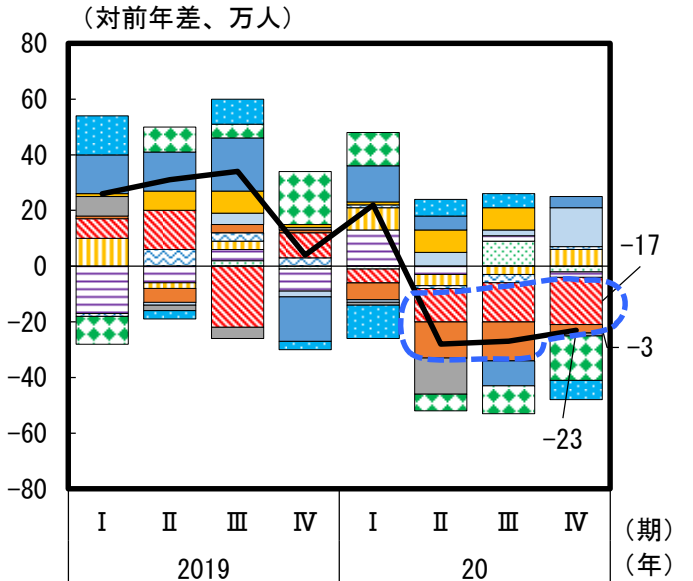
3. 直近2020年IV期の女性就業者数2,987万人に占める、世帯別就業者数のシェアは、世帯主（2人以上の世帯）が261万人（約8.7%）、世帯主の配偶者（2人以上の世帯）が1,560万人（約52.2%）、子又は子の配偶者（2人以上の世帯）が634万人（約21.2%）、その他の親族世帯員（2人以上の世帯）が87万人（約2.9%）、単身世帯が438万人（約14.7%）となっている。

図3 女性の就業者（産業別・世帯別）

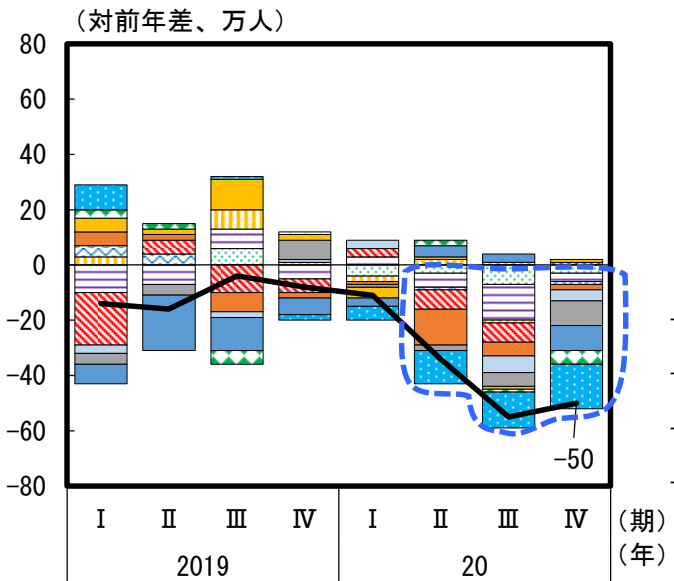
(1) 女性の就業者（産業別）



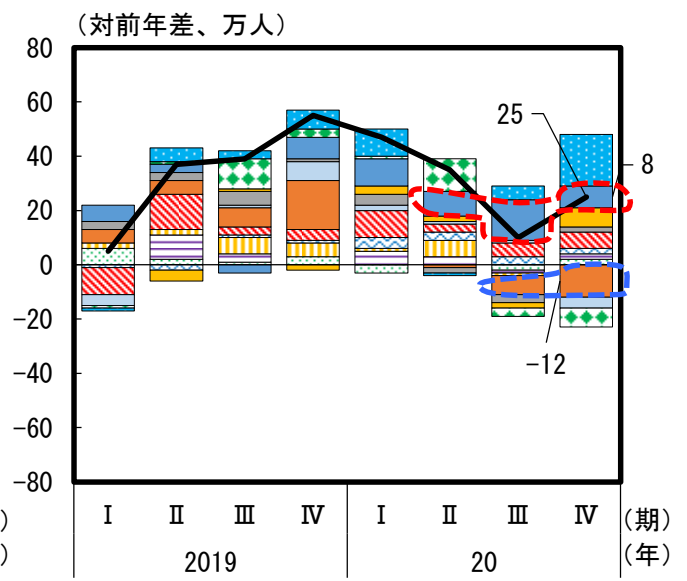
(2) 世帯主の配偶者（産業別）



(3) 子又は子の配偶者（産業別）



(4) 単身世帯（産業別）

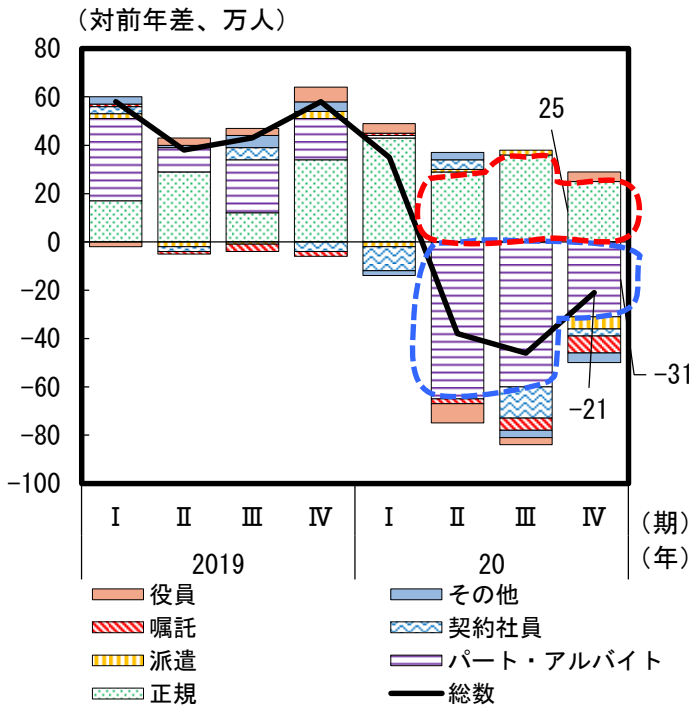


(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成。

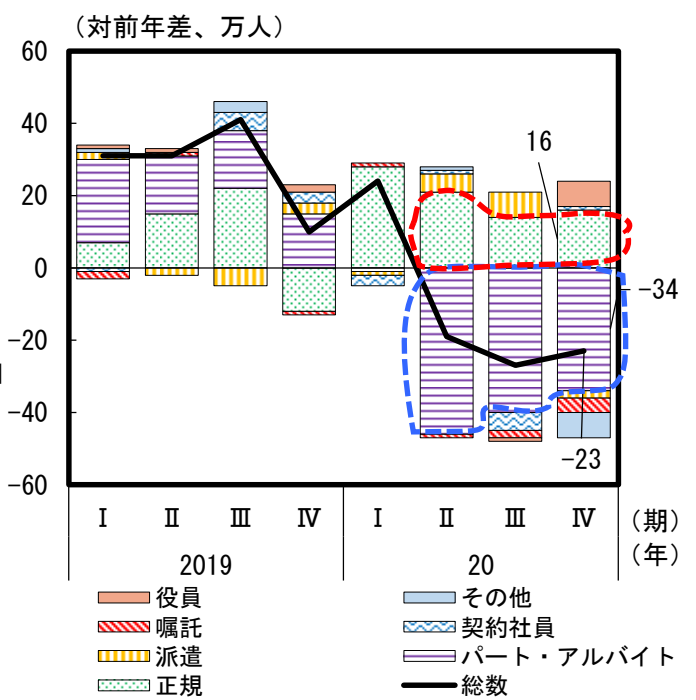
2. 直近2020年IV期の女性就業者数2,987万人に占める、産業別就業者数のシェアは、世帯主（2人以上の世帯）が261万人（約8.7%）、世帯主の配偶者（2人以上の世帯）が1,560万人（約52.2%）、子又は子の配偶者（2人以上の世帯）が634万人（約21.2%）、その他の親族世帯員（2人以上の世帯）が87万人（約2.9%）、単身世帯が438万人（約14.7%）となっている。

図4 女性の雇用者（雇用形態別・世帯別）

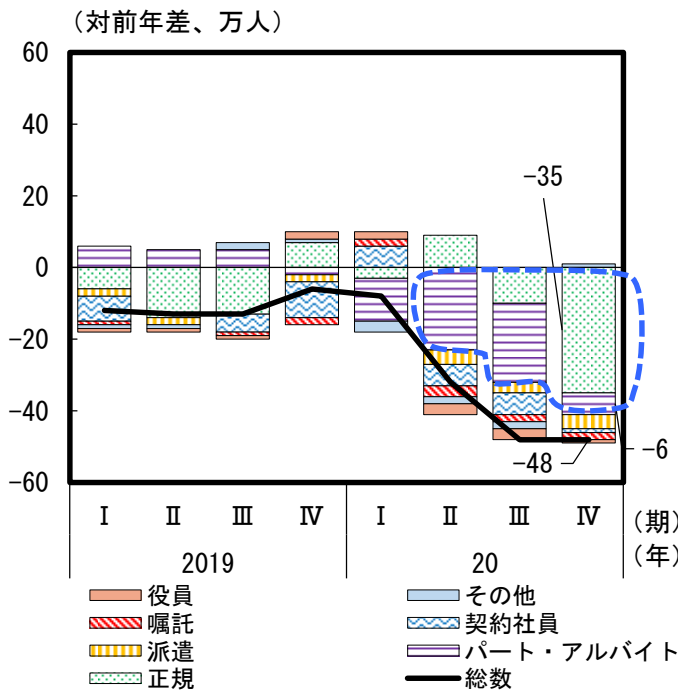
(1) 女性の雇用者（雇用形態別）



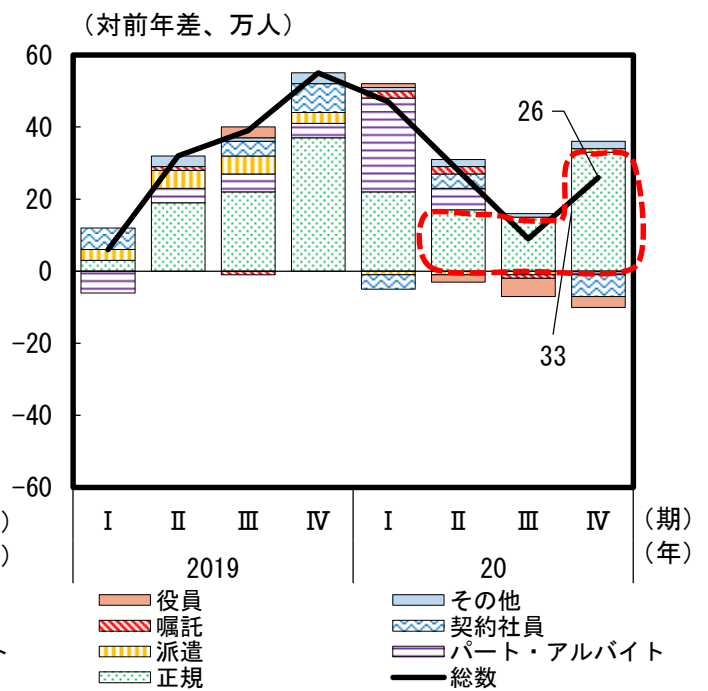
(2) 世帯主の配偶者（雇用形態別）



(3) 子又は子の配偶者（雇用形態別）



(4) 単身世帯（雇用形態別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成。

2. 直近2020年IV期の女性雇用者数2,730万人に占める、世帯別雇用者数のシェアは、世帯主（2人以上の世帯）が241万人（約8.8%）、世帯主の配偶者（2人以上の世帯）が1,397万人（約51.2%）、子又は子の配偶者（2人以上の世帯）が607万人（約22.2%）、その他の親族世帯員（2人以上の世帯）が73万人（約2.7%）、単身世帯が408万人（約14.9%）となっている。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付

吉田 貴紀（直通 03-6257-1568）

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。